

平成30年度 松阪市税・国民健康保険税 納期カレンダー

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	5月1日 (火)	31日 (木)	7月2日 (月)	31日 (火)	31日 (金)	10月1日 (月)	31日 (水)	30日 (金)	25日 (火)	31日 (木)	28日 (木)	4月1日 (月)
税目	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	市民税・県民税 国民健康保険税	固定資産税 都市計画税	国民健康保険税	市民税・県民税 国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税
期別	1期	全期	1期	1期	2期	2期	2期	3期	4期	3期	5期	6期
納税メモ												

長期間にわたり市税の振替が行われず、そのままになっている登録口座はございませんか？再度課税されると、忘れていた口座から振替されることがあります。口座登録の変更、廃止を希望される場合は収納課までお問い合わせください。

金融機関やコンビニエンスストアの窓口支払いのほかに、インターネットを利用してクレジットカード支払いやスマホアプリを利用して、ペイジーやヤフーアプリでも市税・国保税の納付ができます。詳しくはホームページをご確認ください。

松阪市では平成30年2月1日から証明書コンビニ交付サービスを開始しました。松阪市に住民票のある方は、「マイナンバーカード」があればお近くのコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明、所得課税証明等の証明書の取得ができますのでご利用ください。

※給与または年金からの特別徴収にて納付していただいている方は、上記の納期限とは異なります。
※口座振替をご利用の方は、上記の納期限日にご指定の口座から振替納税されます。

市役所では、毎月(8月を除く)日曜・夜間納税相談窓口を開設しています。
詳しくは広報まつさか・ホームページ等でご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.city.matsusaka.mie.jp>

松阪市

検索



☆☆☆ 松阪市税・国民健康保険税に関するお問い合わせ先 ☆☆☆

● 市民税・県民税に関すること・法人市民税に関すること

◆ 課税内容、申告についてのお問い合わせ 市民税課 ☎53-4027~4029・4035

● 軽自動車税に関すること

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者又は使用者に対して課税しています。
軽自動車等を第三者に譲渡・個人売買されたり、盗難・廃車などにより、自己所有されていなくても所定の申告手続きがお済でない場合は、毎年軽自動車税の納税義務が生じてきます。
上記の内容により軽自動車等の所有者又は使用者でない場合は下記の機関にて廃車等の手続きを行ってください。

◆ 原動機付自転車(125cc以下)、農耕用及び小型特殊自動車、軽自動車税の減免申請
市民税課 税政係 ☎53-4026

◆ 軽自動車(四輪)
軽自動車検査協会三重事務所 ☎050-3816-1779(津市雲出長常町字六ノ割1190-10)

◆ 二輪(125cc超250cc以下)、二輪小型(250cc超)
中部運輸局三重運輸支局 ☎050-5540-2055(津市雲出長常町字六ノ割1190-9)

● 国民健康保険税に関すること

◆ 課税内容について 保険年金課 国民健康保険税賦課係 ☎53-4048・4049

◆ 資格・給付について 国民健康保険係 ☎53-4041・4043

職場の健康保険など松阪市国民健康保険(国保)以外の健康保険に加入した場合、国保を脱退する届出が必要です。後期高齢者医療制度の保険に加入した場合は除きます。

◇◇◇ 各地域振興局でもお問い合わせいただけます ◇◇◇

◀市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、所得証明、納税証明等▶

◀国民健康保険税▶

嬉野地域振興局 地域住民課税務担当 ☎48-3805
三雲地域振興局 地域住民課税務担当 ☎56-7908
飯南地域振興局 地域住民課税務担当 ☎32-2510
飯高地域振興局 地域住民課税務担当 ☎46-7113

健康福祉担当 ☎48-3837
健康福祉担当 ☎56-7910
健康福祉担当 ☎32-2922
健康福祉担当 ☎46-7112

● 証明に関すること

所得に関する証明書
(所得証明書、課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書)
納税に関する証明書
(納税証明書、完納証明書、車検用納税証明書)
資産に関する証明書
(固定資産評価証明書、固定資産公租公課証明書)
その他
(住宅用家屋証明書、事業証明書)
☆マイナンバーカードを使って、税証明の一部(所得課税証明書等)がコンビニエンスストアでお取りいただけるようになりました。
(12月29日~1月3日を除く、午前6時30分から午後11時まで)
◆市民税課 税政係 ☎53-4026
※申請書・委任状の様式は市ホームページからダウンロードできます。

● 固定資産税・都市計画税に関すること

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産を所有している方に対して課税しています。
また、都市計画税は、市街化区域内に所在する土地と家屋を所有している方に対して課税をしており、固定資産税とあわせて納めていただいています。

◆ 資産税課
☎53-4033・4036~4039

● 納税に関すること

◆ 納税についてのご相談
収納課 収納係 ☎53-4107
◆ 口座振替、還付金について
収納課 管理係 ☎53-4021

